# 第1回南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討会要録

日時・場所	平成 2	2年8月17日 (火) 19:	0 0 ~ 2 1 :	: 15 南部地域センター
	委員	8名(欠席2名)		
出席者	市	馬場市長、髙橋都市建設部長	を、(事務局)	土屋都市政策担当課長、都市計画課
	,1,5	職員4名		
次 第	1. 開会	(進行:髙橋部長)	2.	市長挨拶(馬場市長)
	3. 委嘱	書の交付	4.	委員・事務局職員の紹介
	5. 座長・副座長の選出			
	6. 南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討依頼について			
	7. 議事			
	(1) 南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討について			
	1	検討会の進め方について	②施設0	の計画概要について
	(2) そ	の他		
	8. 閉会			

### 議

# 事

### 次第1 開会

#### 都市建設部長

- ・座長・副座長を選出まで、進行を務めさせていただく。
- ・初めに出席状況報告。10名の委員が決まっており、本日は2名の欠席となっている。 検討会設置要綱第6の2の規定により、委員の過半数以上の出席要件が必要だが、本日 は8名の出席をいただき、人数の要件を満たしている。

検討会設置要綱第6の3において、周辺住民の方の意見を聞く趣旨から22人以内としており、現在のところ、10人の方にお引き受けいただいている。事務局としては、 今後とも引き続き検討会の趣旨を理解いただき、周辺住民の方々の参加をお願いしていく。

- ・本日出席をいただいている、○○さんにおかれては、仕事の関係上、今後の会議日程を聞いた上で委員の就任を考えたいとのことで、委員の承諾は頂いていないが、本日の会議に出席をいただいている。各委員におかれては、ご理解のほどよろしくお願いしたい。
- ・検討会については、お手元の次第に沿って進めさせていただく。配布資料については、 後ほど説明をさせていただく。

はじめに、次第2、市長よりご挨拶をさせていただく。

#### 次第2 市長挨拶

市長市長より検討会への参加お礼、設置の趣旨・背景を説明。

### 次第3 委嘱書の交付

市長 (委嘱書手交)

## 次第4 委員・事務局職員の紹介

委員・職員 (自己紹介)

### 次第5 座長・副座長の選出

都市建設部長 |・座長及び副座長の選出。検討会設置要綱第5の2の規定により、座長は、委員の互選

	によると規定されている。どなたか、立候補若しくは推薦いただけるか。	
委員	・○○会長の○○委員を推薦する。	
都市建設部長	・○○委員との推薦があるが、皆様いかがか。	
委員	(異議なし)	
都市建設部長	<ul><li>・○○委員に座長をお願いしたいと思う。</li></ul>	
	・引続き、副座長の選出を行う。検討会設置要綱第5の2の規定により、副座長は、委	
	員のうちから座長が指名するものをもって充てると規定されている。座長より、指名を	
	お願いする。	
座長	・副座長は、○○委員にお願いしたい。いかがか。	
委員	(異議なし)	
都市建設部長	・(了解の意思表示あり。) それでは、○○委員に副座長をお願いする。	
	それでは、座長・副座長席に移動願う。(席の移動)	
	・座長・副座長が選任されたので、一言ずつお言葉お願いする。	
座長	・○○会長の○○である。こちらに住んで35年になる。子育てもこちらで全部終わり、	
	その中での地区の移り変わりを見させていただき、大きく変わってきた。そんな経験を	
	生かし皆さんと一緒に、地域貢献について皆さんとともに話し合いをさせていただき、	
	市長によりよい形のものを提案していきたい。	
副座長	・学園町に在住して48年になる。子供も五小・南中学校を出ている。学園町自治会と	
	しては、今年6月の自治会長交代まで4年間自治会長をしていた。副座長として座長を	
	補佐するとともに、委員としてもどんどん意見を出していきたい。	
次第6 南沢	五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討依頼について	
都市建設部長	・市長より、「南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討について」会の	
	座長に依頼する。(市長依頼文書を読み上げ座長へ渡す。)	
次第7 議事	(1) 南沢五丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討について	
① 検討会の流	<b>進め方について</b>	
事務局	1配布資料の確認	
(都市政策	2検討会の運営等について	
担当課長)	① 会議の公開について	
	事務局としては、原則会議は公開だが、委員の自由な発言を頂くということを考え	
	ると非公開ということもある。また、会議開催後会議内容の概要をホームページに公	
	開していきたいと考えている。何かご意見があれば伺いたい。	
委員	・会議は「非公開」ということで、会を秘密裏にやるということは、会議録の公開方	
	法は別としても、誰が何を話したか議論が必要である。	
	今まで問題があった案件であり、前市長の時代から秘密裏に何かやっていていきな	
	り前市長が手を引いたと、我々は思っていた。	
	また、この会で言った意見が外に漏れることは若干困るなと思うが、ここでの議論	
	は外に出しても構わないつもりでやらないとまずいとは思う。	
市長	・本日も傍聴席を設けてはいるが、傍聴者に入っていただくかをまずお諮りいただき、	
	その後、会議録の取り扱い、表記の方法をどうするのか例えばA委員・B委員として	

表記し個人が特定されないように対応し会議録的なものは、会が終ったらホームページに公開していく。参加しないことを表明している団体の方達にも、資料を含め情報としてできる限りお渡ししたいと思っている。

・この場を公開するかどうかをお諮りいただきたい。自由闊達なご意見をと申し上げたが、会によっては非常に多くの傍聴が来られてしまうと、逆に話しづらいという委員の方もいるが、原則会議は公開ということであるので、本日も傍聴のご用意をさせていただいている。傍聴について、ご検討をいただきたい。

### 座長

・このことについて、委員の皆さん、何か意見はあるか。

### 委員

・傍聴以前のことについて、お聞きしたい。今日の会議は市長のお気に入りの人だけ 選任しているのか。そう言われた時に、反対している人にどう説明するのか。会とし て訴える力が弱いのではないか。

理想なのは、東久留米市全体でコンピュータの無作為抽出方式で選任すれば会としての意見に訴える力があるのではないか。反対する人も反対ができないと思う。

・ここで決まったものを、市議会に掛けて、賛成・反対と意見を取り上げるのか。今後どのような手順を踏むのか。基本的に検討会の意見を市議会が反対できるのか。この会の有効性についてお答え願う。

### 市長

・人選についてであるが、市長が好きな人を選んでという意見で、有効性でいかがなものかと言われるが、無作為抽出方式がどうなのかというご意見は、それも一つの考え方だと思うが、今回私が特に個別に選んだということでなく、南沢 5 - 1 7番地に大型商業施設建設予定がされ、大型商業施設を囲む形の近隣自治会等及び商業関係の団体・青少年関係の団体の方に基本的にお声を掛けさせていただいた。

その自治会等で推薦をお願いしているので、私がこの人とかあの人とかの人選ではなく、あくまでも近隣自治会の中で選出していただいている。本日初めてお会いする方もおり、基本的には自治会等から2名ずつ推薦をいただいだきたくご依頼させていただいた。

近隣自治会組織の団体の方々が2名ずつ来ていただいていることは、意見としては、 まさに南沢5-17番地の大型商業施設を囲む方達のご意見として、有効であると考 える。

・南沢 5-17番地の周辺の方からは、施設ができて買い物が便利であるというご意見もあるが、一方では道路の渋滞とか商業施設でなく別の機能が欲しいという意見も多数いただいた。近隣の方が利益も享受するが、交通渋滞とか環境悪化というような影響を受けることはできる限り避けなければならない。

第一義的に南沢 5-1 7番地近隣の方々にご議論いただきたい思いでこの検討会を 設置させていただいた。

・市議会の役割だが、都市計画を決定することについては市長が権限を有している。 予算措置等々側面では、市議会の承認を得る場合もあるが、基本的には都市計画を進めるには、市長の権限で進めることになる。

これから検討会で取りまとめられた案は、イオンと協議し協議が整えば都市計画法第17条という手続きに進むということを、表明させていただいている。

今回皆さんから頂いた案は、議会で議決を頂く性格のものではない。都市計画を進

	めるにあたり、ひとつの手順として皆様の案を取りまとめていただきたい。予算面等
	または議会は議会としての立場で、市長に対していろいろご提言・ご意見があろうか
	と思うが、この検討会の案の中身について、特に市議会の承認を得る性格のものでは
	ない。
委員	・分かった。何が出来るかと思い質問をした。市長の職権でできるのなら、それでい
	いと思う。
	・傍聴については、公開でも構わないと思うが、今日委員として参加してもらえなか
	った自治会等が傍聴に出てくるのはおかしいと思う。
委員	・私は委員の方が自由な意見を言うには非公開でいいと思う。市長が言っていたが、
	都市計画どうのこうのという問題でないと私は捉えている。
	イオンができればイオンとしても地域の皆様に協力できるものがあれば、協力した
	いという意味ではないかと思う。だから、その中で地域の我々がどういうことをやっ
	ていただければいいのかということを意見に出していただきたいということか。
市長	・地域貢献については、東久留米市は今まで要望等は出してきたが、イオンから具体
	的な計画を出していただくことは考えていなかったた。それを今回地域貢献の施設機
	能の導入について、市民の皆様の意見をイオンにぶつけさせていただきたい。
	これは賛成の立場からの意見を言っていただくこともあるし、当然反対の立場の意
	見もあるかと思う。大型商業施設に物販以外のこういった目的の施設を入れていただ
	きたいということで、皆様にお出し頂き、それをもって、イオンと協議していきたい。
	都市計画を進めるにあたり、イオンと協議させていただき、地域住民の要望等を反
	映していただきたいということである。市議会でもお話ししているが、地域貢献とし
	て検討いただいて取りまとめをしていただいたものを協議させていただく。
	100パーセントは無理かと思うが、概ね協議が整えば17条以降の手続きを進め
	るとしている。そういった意味で、様々な角度から近隣の住民の意見を出していただ
	きたいと思う。
委員	・市長の発言だと厳しい条件を出してもいいというふうに取れるが、私はそれほどと
	   は思っていなかった。我々が地域にいて施設の中でこういうものをやってもらえばい
	いなというもの、地域の人が喜ぶもので、それには、交通問題についてもあるが、イ
	オンと協議することで、これぐらいのものならいいでしょうということとなる。基本
	的にいってこういう施設を作って欲しいといわれても、商業施設だからあまり大きい
	ものはできないとか、この程度のものは認めましょうということぐらいで捉えている。
	市長の方が厳しいことを言っている。
委員	・こういった検討会は、今までどのぐらい設けられてきたのか。また、傍聴を認めて
	いるのか。
事務局	・様々な検討会等を設けさせていただいているが、今回お受けいただいている趣旨の
(都市政策	検討会は市としてあまり前例がない。
担当課長)	市民に協議いただく会では、原則公開の中で会議をさせていただいている。自由な
	意見を述べていただきたいので、傍聴がいると意見が言いづらいということで、意見
	を控えておこうという形になってしまい、意見が言えなくなってしまう状況も想定さ

	れるので、皆さんがどういう環境であれば、しっかりした発言をしていただけるかに
	ついて、皆さんの中で取り決めをしていただくのがよろしいのかと思う。
委員	・私は討議がやりやすい点では確かに非公開で傍聴がいないほうがやりやすいと思う。
	ただ、これから検討する地域貢献については、反対の方にも意見を聴いてもらう(傍
	聴する)ことで、反対の方も意見が変わっていくことも考えられるので、公開がいい
	と思う。
	私の自治会では、イオン問題で自治会として署名運動をした。580世帯中755
	名の反対署名が出まして、市長及び市議会に提出した経緯がある。原則その時は反対
	であった。しかしながら、このような地域貢献についてはその時は全く出ていなかっ
	た。
	こういうことをしてほしい、このような施設を入れるべきだということの意見が出
	てきてイオンにそれが届いて、これはやりましょうという話がでた場合には、今まで
	反対であった人も、待てよということも十分ありうるので、自分の立場ではしゃべり
	づらいと思うが、全体的なものを考えると、傍聴を入れるべきだと思う。少々意見を
	出しづらいが、そのところは勇気をもっていっていかなければいけないと思う。
委員	・私自身は賛成でも反対でもないが、イオンができればそれなりに潤っていいかなと
	思うが、エルスタージュ側の道路が混雑したり、子供が遅くまで遊ぶのは嫌だなと思
	うぐらいにしか思っていなかった。今までの説明会の時のように反対派の人たちのガ
	ンガン言う中で、一般市民が意見を言えるかというと、私は言えなくなってしまうの
	で、傍聴は非公開とし、その内容はホームページで公開するというのが、いいのでは
	ないかと思う。
委員	・公開と言っても、あくまでも傍聴は傍聴の立場で反対派にやじとか、私は言わせて
	はいけないと思う。傍聴席からの発言はしないことが前提となる。
座長	・意見として非公開という意見。公開といった形であくまでも傍聴者を拒まないとい
	う2つのご意見があるが、傍聴についてはきちっとしたルールに則り傍聴してもらう
	という意見もあったが、いかがか。
委員	・関連で、五小の説明会に参加したが、静かな人が中央にいて、ワイワイ言う人が周
	りにいて、何故あのようなことを言わせるのか分からない。私企業の事についてどこ
	まで制限できるのか、なんでもできるのなら、ワイワイ言って何でも言っているが、
	今回の検討会に傍聴されると同じようなことになると思う。
市長	・今回は検討会の委員が主役ですので、仮に傍聴に来られた方があっても、傍聴に来
	られた方が発言するということは基本的にない。他の審議会等でも様々な会があるが、
	基本的には傍聴者の発言は認められていない。
	そういった意味で、ある会では、傍聴者の方がやじを言った場合は、座長が退場を
	命じた場合もあった。ある意味、会が主役であるので傍聴の方は基本的に会議では発
	言をしない。例えば、検討会の中で傍聴規定を設けて、傍聴規定に反する場合には、
	   退場していただくことで傍聴していただくことは可能かと思う。
	他の検討会でも行っているので、皆様の議論というものは保障できるのではないか
	と思う。
1	<u>.</u>

委員	・国でやっている仕分事業を聞いていると、静かに会議を進めている。やじとかされ
	たら何もできなくなってしまうので、ああいう会議の進め方をするべきだと思う。
市長	・基本的に国・都の会議等でも、傍聴者がやじとか不規則な発言があった場合には、
	基本的には退場が命じられますので、この検討会も、基本的に同様であります。皆様
	の議論を保障する為に、傍聴者には発言停止・不規則発言は一切認めない。
	今回の傍聴についても、基本的に審議会等は原則公開であることが決まりだが、先
	程の危惧とか、傍聴の発言は禁ずるということを設けながらも、そういう方がいると
	いうだけで発言を控えてしまう心理が動いてしまうんではないかと危惧されるのであ
	れば非公開とできるが、行政としては、基本的には会議は公開が原則だ。その部分で
	委員の方が一番いい方法を選んでいただきたい。
	設置要綱では、この要綱に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、座
	長ないし委員の発議により座長が会に諮り、別に定めるということになっているので、
	例えば、この会議は公開でするが、この回の会議は非公開とし、事後に議事録を公開
	ということもできると思う。今日お決めいただくのは、原則どちらにするかをお諮り
	いただきたい。
委員	・例えば、日生住宅会については反対者が多いところであり、今回は委員に入ってい
	ないが、おそらくそういう方々は検討会の傍聴はしたいということはあると思う。場
	合によって傍聴に来て何らかの発言をしたいのであれば、改めて検討会に入りたい旨
	を事務局に意思表示し、検討会に諮り会に入っていただき、その中で発言していただ
	くことにすればいいのではないかと思う。少なくとも傍聴に来てやじを飛ばすことは、
	正常な検討会を進められないと思うので、絶対に許すべきことではないと思う。
座長	・自由な発言をするには非公開とし、近隣自治会等の方で発言をしたい場合は、会に
	入っていただくような形にする。幾つかの自治会が参加していないので、入れるよう
	な状態だけは、会としては作っていったらいいのかと思うが、いかがか。
委員	・原則公開。
	原則傍聴は許可とするが、場合によっては非公開にする場合もあるということだ。
	発言は認めない。
事務局	・まとめさせていただくと、非公開という方が何名かおられる、公開にするにしても、
(都市政策	しっかり傍聴は傍聴としての立場をわきまえた形での公開でいいという意見がある。
担当課長)	・検討会なり要綱で設置されている会については、「会議のお知らせ」ということで、
	ホームページ上で開催日程を含めて公開・非公開とその日のお知らせをしている。次
	回の会議で、原則公開ということであれば会議のお知らせについては公開という形で
	お知らせすると、それを見て傍聴に来られる方はでてくるのかなと思う。
委員	・私自身、賛成でもなければ反対でもないという立場だが、危惧している部分は大き
	い。先程のお話をお聞きして最初に公開にしてしまって、話の流れで非公開とする方
	法は、逆に検討会としてシャッターを閉じる形になってしまうのではないかと思う。
	まず私たちがこの検討会で、どのような話をしていくかという話が重要で、1・2
	回目は方向性もないと思うので、一般市民としては、話の内容をホームページでみて、
	こういう話をみんなが話をしているのだということで、興味を持っていただくことで、

	傍聴に行きたいと思うので、原則的には非公開にしていただき、ホームページを見て
	   いただき、要望が多ければ要綱で変えることができるので公開にすればいいと思う。
	逆に門戸を広げるというイメージがすごく大きく、公開から非公開ということより、
	非公開から公開の方が絶対に来ていただける方の意見を沢山持っていただけると思
	   う。当面会議は非公開にして頂き、話の内容をホームページでみていただき、希望が
	多ければのちのち公開の形でいいのではないか。
委員	・原則非公開。流れによっては公開ということがいいのではないか。まだ、5団体の
	態度が決まっていないところがあるので、その方達を招集するにしても、最初から公
	開になると、公開ではこの検討会に足が向かないという方もいると思うので、原則非
	公開、流れによって公開とし、門戸だけは広げておくということでお願いしたい。
座長	・原則非公開。その後、会を進めていく中で状況を見て再検討するということでよろ
	しいか。
委員	(異議なし)
② 会議の記録	について
事務局	・会議録については、発言毎に発言内容の要点を記録したものとしたい。
(都市政策	・会議録についてはホームページに掲載する方向で考えているが、個人名については、
担当課長)	「座長」については「座長」、「委員」については「委員」としホームページ上では実
	名は載せないかたちにしたい。
	・会議録は事務局で作成し、次の検討会で内容の確認をしていただいた後、そのまま
	をホームページに掲載する形にするか、若しくは、その会議録をさらに要点の形で箇
	条書きに集約した形にした上で掲載するという2つのやり方があろうかと思うが、こ
	の辺についても、皆様のご意向もあるかと思われるので決めていただきたい。
座長	・名前については、個人の名前を出さず「委員」というかたちで、個人の人が自由な
	発言をしても大丈夫なように保護する意味でそういう形にしてもよろしいか。
	・ホームページ上の掲載方法として、皆様の意見を順番にしたものにするか、またあ
	る程度意見を集約したものを掲載するか、いかがか。
委員	・ある程度大意を汲んでまとめていただき、不都合があれば次回から訂正して頂く形
	でいいと思う。
事務局	・一定の要約はさせていただきたいが、例えば交互に意見を記載する形の会議録にす
(都市政策	るのか、この議題にはこういう意見がありましたということで発言の順位をとらわれ
担当課長)	ず出た意見を箇条書き形式で出していくまとめ方、2通りあるかと思う。
	前段のほうは、会議の進行とかある程度見た方が分かる、後段の方は、出た意見は
	分るがやり取りが把握できない。事務局としては、やり取りまで出てしまうのは問題
	があるという意見であれば、一定のまとめ方としても、要約したものでわかりやすく
	まとめさせていただく。
座長	・まとめ方は、事務局にお任せして、次の会議の時に見させていただき、意見があれ
	ばお聞きし修正する形でよろしいか。
委員	(異議なし)
③ 代理出席に	ついて

事務局	・代理出席の件について、委員より都合によりご出席できない場合に、代理の方の出席
(都市政策	が認められるのかとの質問を受けました。
担当課長)	事務局としては、推薦頂いた団体の方でなおかつ委員ご本人の委任を受けた方であれ
	ば代理の方のご出席を認めてもいいのではないかと思っているが、正式に委嘱した委員
	で構成しているので、代理出席を認めていくのはどうだろうという方もいらっしゃるの
	ではないかということで、その辺についてお諮りいただきたい。
座長	・突然予定が入り出席できない場合に、自分(委員)の意思を伝えられる形で出席でき
	る方であれば出席可能とするか。
	団体推薦として自分たちが出席しているということであるので、もし出席できなけれ
	ばこの人にお願いしますということで、「委任状」を提出して頂いた上で、代理出席を認
	める。いかがか。
事務局	・委任された方が、ずっと出席というのは、話が違ってきてしまうので、都合が悪く出
(都市政策	席できなく、委員の意見をこの会で伝えることが出来る方(貴重な意見を頂いたほうが
担当課長)	いいので)、に出席をお願いしたい。
	・代理出席は事前に次回の出席は誰々ということで、書面で「委任状」をもって代理出
	席の形になる。
座長	・それでよろしいか。
委員	(異議なし)
議事(1)南	沢5丁目商業施設建設計画に伴う地域貢献に関する検討について
① 検討会の	の進め方について ②施設の計画概要について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事務局	事務局より検討事項、検討体系、スケジュールについて資料(1・2・3)により説
(都市政策	明。
担当課長)	
座長	・施設見学について、座長より提案させていただきたい。イオンといってイメージがわ
	く部分と、わかない部分があるので出来れば早いうちに、ここの規模と似たような形の
	ところ、条件も似ているようなところが近くにありましたら、見学に行き、それぞれが
	勉強させていただいてからフリートーキングに入っていくほうがいいと思うが、いかが
	力。
委員	・お願いする。
座長	・事務局の方で、選定して欲しい。
事務局	・施設見学会の日程は、スケジュールには入っていないが皆さんが、実施したいという
(都市政策	ことであれば、事務局にて考える。施設見学会を実施するのであれば、具体的な検討に
担当課長)	入る前実施した方がいいと思うが、時間の都合もあるので、先に次第 (1) ②施設の計
	画概要について、資料4により説明させていただき、その後ご検討いただきたい。(資料
	4について概要説明。)
委員	・希望だが、見学すると雰囲気は分かる、追加資料の場所を見学すればイメージがわく
	が、事務局に調べていただきたいのは、これらの施設の中で、何を要望しその中で実現
i	
	できたものについて調べて欲しい。検討していく中で参考になると思うので、実現でき

	で何が実現できたか調べてほしい。
事務局	・追加資料で近郊のイオンの施設を挙げさせていただいている。この中で、地域貢献施
(都市政策	設の機能としてどういう形でということもあるが、それぞれ何らかの施設を設けている
担当課長)	と思う。単なる物販・飲食だけでない施設、それぞれの、店舗に入っているかと思うが、
	入っていないのは昭島で一般的小売店舗だけであるが、昭島は今回東久留米市で計画し
	ている店舗の面積規模・環境・立地条件が似ており、近郊に小学校があり、ある意味東
	久留米市と同じような周辺環境であるので参考に載せさせていただいている。
	施設見学会についてだが何回も行くのは大変なので、一度で見て回れるところになる。
	近いところでは昭島・むさし村山・日の出が同じ方向になり、入間・北戸田になると方
	向となるとばらけてしまい回り方が難しく、何日もかけてということはできないので事
	務局の試案としては、むさし村山ミュー(物販面積では計画の2倍・市の借り上げ施設
	あり・医療施設あり)のように単なる物販ではないところ、日の出(市の借り上げ施設
	なし、オープンの空間で催事がある・医療施設あり)で一日の行程としては、むさし村
	山・昭島・日の出あたりの方面で複数の施設が見られると思う。
委員	・複数回るのでなく、本市については、市の中心に計画しているので、日の出・北戸田
	は、車を使用しなければならない場所を見ても参考にならないと思う。またこういった
	要望はどこまで聞いてもらえるのか、とにかく市の中心にあるようなところを見学する
	方が、今後の検討するにあたり、参考になる。
座長	・場所については、市にお任せして見るポイントを絞っていただいて計画を立ていただ
	きたい。
委員	・見学会の日程だが、例えばイオンデーとか月に1回あり買い物客の買った金額の1%
	をNPO施設に寄付をすることをやっている日などあるがいかがか。日曜日になってし
	まうので難しいがその辺も考慮して欲しい。
事務局	・その辺も考慮しながら、日程を決めていきたい。
(都市政策	施設見学会はお仕事をしている方が多いので、平日は難しいかと思っているので、土
担当課長)	曜日がよろしいのかと思っている。事務局としては、直近の土曜日で9月4日はいかが
	カゝ。
委員	・皆さんの希望の多いところでお願いしたい。
事務局	・9月に2回を考えているので、その前段であれば、9月4日か11日。検討会も次回
(都市政策	の開催も平日にするのかどうなのか。出来れば見学会は9月中に行きたい。
担当課長)	
座長	<ul><li>9月11日はいかがか。</li></ul>
委員	(異議なし)
事務局	・次回会議開催について、平日の出席が難しい委員の方がいるので、できるだけ多くの
(都市政策	人が出席できる日がいいと思う。
担当課長)	
委員	<ul><li>・時間は。</li></ul>
座長	・定例的に、決めていただいた方が出やすい。月2回土曜日で。
事務局	・11日見学会、帰ってきて会議ということはいかがか。

(都市政策	
担当課長)	
委員	・頭を整理する時間が欲しい。
事務局	・9月11日見学会、18日に2回目の会議はいかがか。
(都市政策	
担当課長)	
座長	・土曜日で、9月11日見学会、18日に2回目の会議。3回目10月2日、4回目
	10月16日の予定でいかがか。原則土曜日、6時から定例的、1週おきで、しばらく
	の間それでお願いし、様子をみたい。
市長	・日程等は、原則土曜日だが何回か会議を開催してみて、決めてはどうか。
事務局	・施設見学会の時間だが、できれば夕方には帰宅したいので、9時から10時ごろ出発
(都市政策	したい。出発時間・場所は事務局一任にさせていただき、調整後案内通知を出す。
担当課長)	
委員	・スケジュールの中で9月のところで検討する参考事例紹介は、早めに届けていただき
	たい。また、大規模小売店舗のガイドライン等参考になるものがあったら資料としてい
	ただきたい。
事務局	・参考資料については、事務局よりお示しする。
(都市政策	
担当課長)	
座長	・皆さんにおいても、こういう参考資料が欲しいとかあれば言っていただき、審議の参
	考にしたい。
委員	・会議時間は、基本的に2時間か。
座長	・そのとおり。では、9月11日施設見学会、18日午後6時から第2回検討会とする。
委員	(異議なし)

閉会